

「(仮称) 明石市ケアラー支援条例」(素案) への意見募集について

ケアをする人も受ける人も自分らしく安心していきいきと暮らしたい、声を上げることすらできないケアラーを地域社会全体で捉え、支えていくため、本市では現在(仮称) 明石市ケアラー支援条例の策定に向けて取り組んでおります。

このたび、条例の素案が完成しましたので、条例に関するご意見を募集します。市民のみなさんのご意見をお聞かせください。

1 募集内容

「(仮称) 明石市ケアラー支援条例」(素案)

2 募集期間

2026 年 9 月 25 日(金) から 2026 年 10 月 25 日(日) まで<必着>

3 意見を提出できる方

- (1) 市内にお住まいの方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有されている方
- (3) 市内に通勤又は通学されている方
- (4) その他明石市の福祉事業等のケアラー支援に関わりのある方

4 資料の閲覧場所

- (1) 市ホームページでの閲覧
市ホームページ「意見公募手続き(パブリックコメント)」の「意見募集を行っている案件」のページから資料をダウンロードすることができます。
- (2) 窓口での閲覧
執務時間内であれば、次の場所で閲覧することができます。
 - ア 福祉局福祉政策室福祉総務課(市役所 2 階 6 番窓口)
平日: 8 時 55 分~17 時 40 分
 - イ 行政情報センター(市役所本庁舎 1 階)
平日: 8 時 55 分~17 時 40 分
 - ウ あかし総合窓口(パピオスあかし 6 階)
平日: 9 時 00 分~20 時 00 分
土・日・祝日(第 3 日曜日を除く): 9 時 00 分~17 時 15 分
 - エ 各市民センター(大久保・魚住・二見)
平日: 8 時 55 分~17 時 15 分

5 意見の提出方法及び提出先

書式は自由です。

意見を提出される方の「住所、氏名(団体等の場合は、団体の名称及び代表者の氏名)、年齢、電話番号、メールアドレス(なければ不要)」及び「(仮称) 明石市ケアラー支援条例」(素案) についての意見であることを必ず記入し、次の(1)~(4)の方法により提出してください。

- (1) 郵送
〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号
明石市 福祉局福祉政策室福祉総務課 宛
- (2) ファクシミリ
FAX 078-918-5106 福祉局福祉政策室福祉総務課 宛
※送信後、TEL 078-918-5025 へ着信確認をお願いします。
- (3) 電子メール
メールアドレス hukushi@city.akashi.lg.jp
- (4) 持参
福祉局福祉政策室福祉総務課（市役所 2 階 6 番窓口）
受付時間：平日 8 時 55 分～17 時 40 分

6 注意事項

- (1) 電話や窓口等での口頭によるご意見は受け付けておりません。
- (2) 意見の提出方法すべてにおいて、「(仮称) 明石市ケアラー支援条例」(素案) への意見であることを明記してください。
- (3) 提出いただいたご意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください。受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市のホームページに公表します。

7 個人情報の取り扱いについて

- (1) いただいたご意見は、住所や氏名、団体名などの権利利益を害するおそれがある情報など公表することが不適切なものを除き、ホームページ等で公表します。
- (2) 情報については、明石市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないなど、厳重に取り扱います。
- (3) 住所・氏名・電話番号は、提出いただいたご意見の内容を確認させていただく際に必要なため、記入をお願いします。

8 お問い合わせ先

明石市福祉局福祉政策室福祉総務課（市役所 2 階 6 番窓口）
TEL 078-918-5025（直通）